

議案第45号

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、往診自動車使用料の額を定めることに伴い、改正
する必要があるからである。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年
愛西市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「主旨」を「趣旨」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

（1） 往診自動車使用料については、次に定める額とする。

ア 愛西市内の往診の場合 150円

イ 愛西市外の往診の場合 350円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。